

## 和歌山県監査公表第15号

令和6年2月16日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 安全運転意識の向上について、警察庁が作成した動画等による職場研修を行い、常に安全運転の励行を意識するよう、職員に周知徹底した。

### 2 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 調定の時期を遅延し、日付を遡り調定していた。 イ 年度を越えて調定していた。 (2) 随時の資金前渡による消耗品の購入において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 収入調定を行うべきものをリスト化するとともに複数職員で調定漏れがないかをチェックし、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

### 3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 復命の際、旅行命令における帰着時間の変更を失念したことに起因するものであり、過支給となった旅費について、返還処理を行った。 今後このようなことのないよう、職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

### 4 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、適正な事務処理を行うよう、全ての収納員に対し改めて周知徹底した。 (2) 和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）及び和歌山県公有財産事務規程の取扱いについて（平成30年4月1日付け管第04010001号総務部長通知）に基づき、行政財産使用許可台帳を作成した。 また、行政財産使用許可を行った際には速やかに

<p>(3) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>台帳を作成し、変更があった場合には更新を行う等、行政財産の使用許可状況の適正な管理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 関係職員には、職場から借用しているETCカードであることを十分認識させ、その保管には細心の注意を払うよう指導した。</p> <p>また、今後このようなことのないよう、全職員に対して職場研修を行い、ETCカードの借用時には適切な保管を行うよう、周知徹底した。</p> <p>(4) 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、出納機関への合議区分を確認し、複数人でのチェックを行った上で、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>
--	--

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>指摘事項</b> 長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。</p> <p>当該工事について、現場確認と進捗管理が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。</p> <p><b>注意事項</b> (1) 新宮港港湾保安警備業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>指摘事項</b> 八郎山トンネルの施工不良に係る今後の対策については、技術検討委員会を設立し、原因究明や対策工法、再発防止策について検討を行っている。委員会の指導により、覆工コンクリートを取り壊し、支保工について施工状況を確認したところ、ほとんどの区間で正しい位置に設置されていないことが判明したため、12月20日に開催した委員会において、覆工コンクリート、鋼製支保工、ロックボルト及び吹付コンクリートを全て撤去の上、正しい位置に再設置することが決定し、現在、覆工コンクリートの取壊しを行っている。</p> <p>また、今回の施工不良や段階確認の不備を踏まえ、施工中である国道168号相賀高田工区1号、2号トンネルの段階確認の徹底、課長及びグループリーダーによる定期的な現場確認や業者との打合せへの同席など、再発防止に努めている。</p> <p>今後このようなことのないよう、全ての工事の着手前に施工業者との打合せにおいて、当該工事における段階確認を担当課長等が決裁するよう組織体制を強化することや、段階確認等の立会い時のポイントの周知、段階確認の監督実務の習得に向け、トンネル現場研修への参加など職員の技術力の強化を図っていく。</p> <p><b>注意事項</b> (1) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）、契約保証金の取扱いについて（平成25年3月1日付け会第834号会計局会計課長通知）等の関係例規を十分確認した上で、契約保証金の免除に係る契約実績の内容についての確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）等の関係例規を十分確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b> 負担金の支出負担行為において、契約を締結しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b> 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過支給となった旅費については、早急に返納を行った。今後は職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和5年12月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）等に基づき、行政財産使用許可の変更を行った上で、使用料の徴収不足分を収納した。 今後このようなことのないよう、行政財産使用許可について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>